

# 検査体制

相馬双葉地区に NaI検査機器5台、CsI検査機器1台  
いわき地区に NaI検査機器3台、CsI検査機器1台  
を設置し、各市場においてスクリーニング検査を行っています。



## NaI検査機器

ヨウ化ナトリウムを検出器に使用  
したシンチレーション検査機



## CsI検査機器

ヨウ化セシウムを検出器に使用し  
たシンチレーション検査機

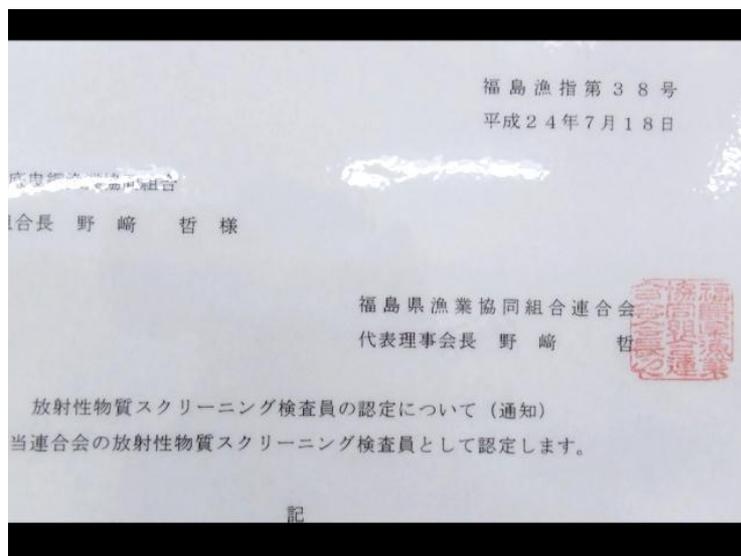
**検査は、検出下限値が10Bq/kg前後となるようにしています。**

# 検査員

検査は県水産試験場による研修を受けて、放射能の知識、検査技術を習得した漁協職員が行います。



県水産試験場による放射能測定研修



研修を終了した人には、県漁連から検査員の認定書が交付されます。

# スクリーニング検査体制と出荷方針

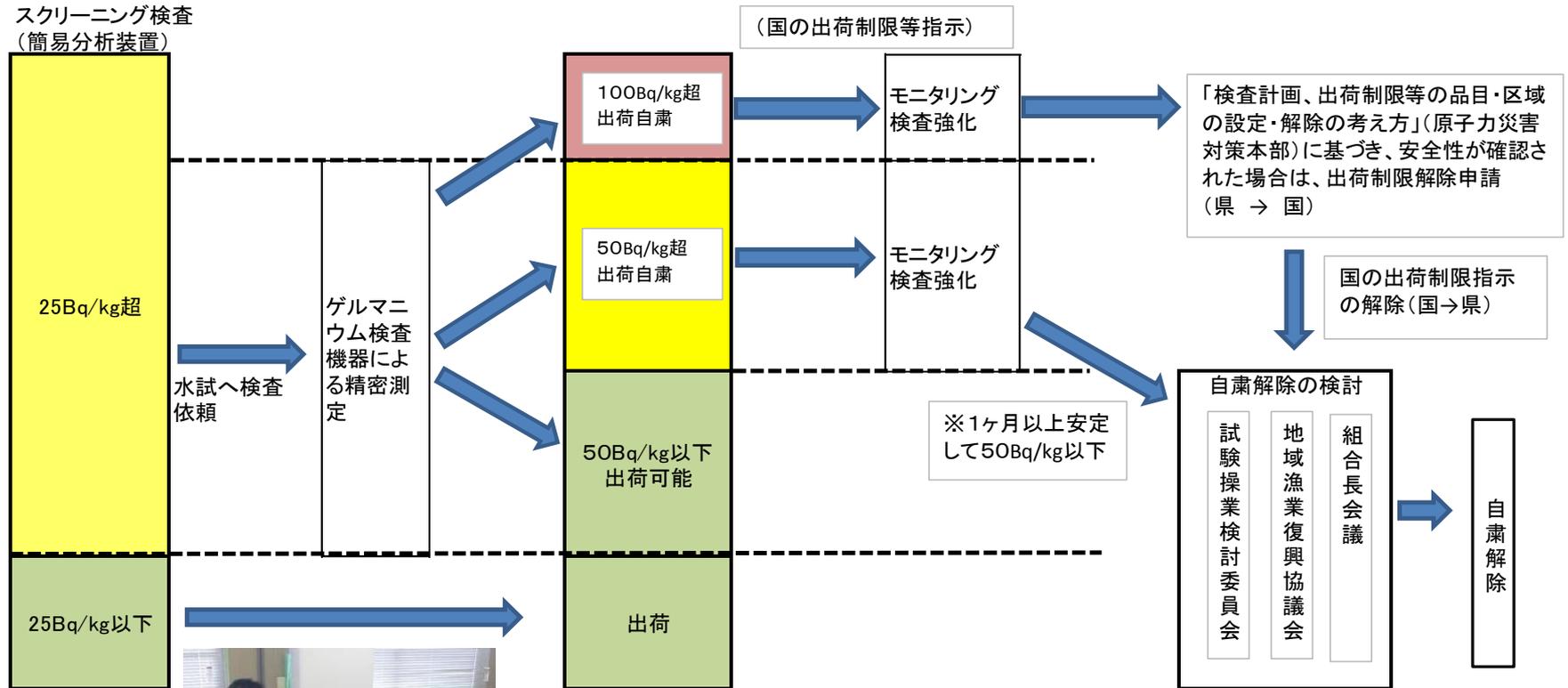
**自主基準 50Bq/kg** (国:100Bq/kg)

ゲルマニウム検査機器による精密測定の結果、50Bq/kgを超えた場合

- 1 漁協は出荷自粛
- 2 県漁連は県へモニタリング検査強化を要請
  - ① 出荷自粛した水揚物のモニタリング検査要請
  - ② その後のモニタリング検査の重点実施を要請

試験操業においては、自主基準を50Bq/kgとしています。50~100Bq/kgが危険だからではなく、万が一にも国の基準値である100Bq/kgを超えるものを出荷しないようにするためです。

スクリーニング検査  
(簡易分析装置)



※条件

- ◇複数の場所において、1週間程度の間隔を開けて検査を実施。
- ◇過去に50Bq/kgを超過した当該魚種の検体が漁獲された場所では必ず検査する。
- ◇検査結果が安定して50Bq/kgを下回っていること